



NPO法人消費者スマイル基金

活動報告(2019.9 ~ 2020.8)

ごあいさつ

NPO法人消費者スマイル基金は、設立4年目を迎えました。2019年10月に認定法人の認可をいただき、当基金への寄付は税制優遇の対象となりました。現在正会員82名、正会員団体23団体、賛助会員56団体、そして多くの皆様からの寄附金に支えられています。寄附金はすべて助成事業にあて、2019年9月～2020年8月までの1年間で延べ9団体に対して、総額280万円の支援を行うことができました。助成事業内容はHPで公開し、事業報告会も行っています。

助成先の団体では、これまで多くの消費者トラブル解消のための差止請求において大きな成果を上げています。また、大学入試トラブル、健康食品販売のトラブル等に対して進められている被害回復訴訟は、多くの消費者からの期待を集めています。前年度に続いて財政規模が小さい適格消費者団体をめざす団体への助成も行いました。

2020年初めから世界を覆っているコロナ禍の影響は大きく、当基金への寄付も途切れがちになっておりますが、改めて当基金の援助によって、消費者被害の防止・救済と、公正な市場の維持のために地道な活動を行う全国の適格消費者団体へのエールとなるよう今後も力を尽くします。

NPO法人消費者スマイル基金
理事長 阿南 久

「NPO法人消費者スマイル基金」は、消費者をとりまくさまざまな問題解決のための活動やしきみを応援します。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての消費者の願いです。一方、現実の日本社会は、少子高齢化の進展や、格差と貧困の広がりなど、今はもとより、次世代や将来の暮らしへの不安をぬぐい去れない状況です。

特に消費生活の分野では、高齢層・若年層を中心に、さまざまな形で消費者被害が発生し続けており、「令和2年版消費者白書」によれば、消費者被害は年間約93.3万件も発生し、その被害額は推計で年間4.7兆円を超えています。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対しては、主に全国の自治体の消費生活センター、国民生活センター等が相談を受け、助言・あっせんや裁判外紛争解決機関(ADR)など解決に向けての取り組みが粘り強く行われています。

また、消費者団体訴訟制度*を活用して、適格消費者団体(全国21団体)・特定適格消費者団体(全国3団体)が、事業者の不当な行為の差止や消費者に代わって被害の回復を行っています。このような民間の消費者団体が行う消費者被害防止・救済など公益性の高い活動に対して現在、公的支援が十分ではありません。活動の継続や広がりを図るためには資金面での支援が必要です。



近年、社会的課題解決のために、企業、団体、そして個人の社会貢献意識が高まっています。消費者スマイル基金では、こうした寄付意識をまとめることで、継続的に消費者被害防止・救済のための制度や担う組織への支援を行ってまいります。

*「消費者団体訴訟制度」とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などを行うことができる制度で、平成19年6月7日から施行されている「差止請求」と、平成28年10月1日から施行されている「被害回復」との2つの制度からなっています。

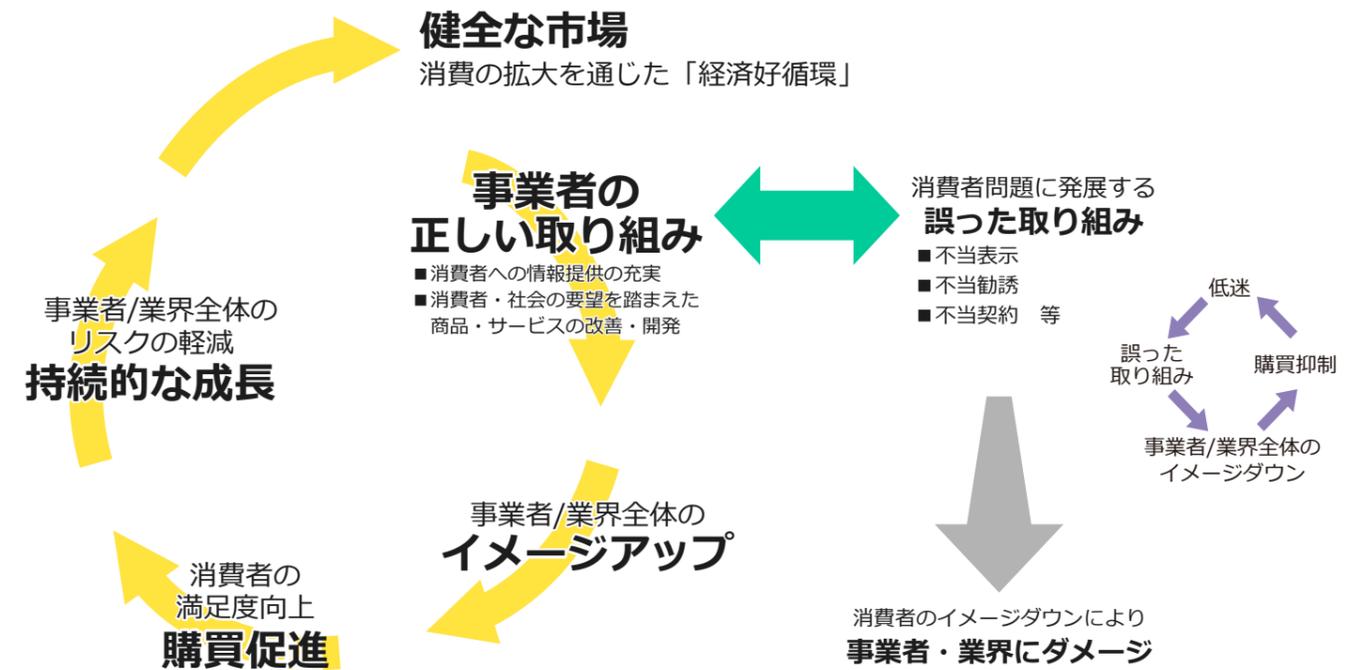
消費者スマイル基金について

設立年月日：2017年4月28日 / 法人登記：2017年7月7日

理事長	阿南 久	(一社)消費者市民社会をつくる会代表理事
副理事長	樋口 一清	信州大学名誉教授、昭和女子大学特任教授
理事	石戸谷 豊	弁護士
理事	小澤 吉徳	司法書士、日本司法書士会連合会副会長
理事(事務局長)	河野 康子	(一財)日本消費者協会理事、日本司法書士会連合会理事
理事	坂倉 忠夫	(公社)消費者関連専門家会議専務理事
理事	高 巖	麗澤大学大学院教授
監事	井上 喜之	公認会計士
監事	鈴木 敦士	弁護士

消費者スマイル基金がめざすこと

1 企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



2 消費者/企業の会費や寄付を、全国の適格消費者団体の活動につなげ、健全な市場の実現を目指します



消費者スマイル基金助成事業

消費者被害回復・防止に関する活動への助成を行います。

1. 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟に係る助成。
2. 消費者被害の回復・防止のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）に係る助成。
3. 消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体が自主的に営む消費者相談事業に係る助成。
4. 消費者団体による裁判外紛争解決手続（ADR・法務省認証）の運営に係る助成。

▼ 助成の流れ



消費者スマイル基金2019年度助成団体一覧

2019年度は2回の助成を行い、活動を支援するために下記合計8団体に280万円を寄付しました。

団体名	助成金額
◎ 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	800,000円
◎ 特定非営利活動法人 消費者機構日本	500,000円
◎ 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	300,000円
○ 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	300,000円
○ 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	300,000円
□ 特定非営利活動法人 やまなし消費者支援ネット	200,000円
□ 特定非営利活動法人 なら消費者ねっと	200,000円
□ 特定非営利活動法人 しずおか消費者ユニオン	200,000円

◎ 特定適格消費者団体 兼 適格消費者団体 ○ 適格消費者団体 □ 適格消費者団体をめざす団体

▼ 2019年度の助成は、「1.消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟に係る助成」、「2.消費者被害の回復・防止のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）に係る助成」、「3.適格消費者団体をめざす団体が事業者に対する不当行為是正等の申入れに係る助成」について行いました。

助成先活動内容とその結果・影響（一部抜粋 前年度分含む）

それぞれの団体は、消費者から寄せられた被害情報などをもとに特定の事業者に対し、下記のような活動を行い消費者被害の未然防止や被害回復などを進めています。（訴訟継続中や協議中のものは掲載していません。）

■ 適格消費者団体をめざす団体

1. 結婚式場の挙式契約の改善を申し入れました。

挙式契約申し込み後、挙式1年以上前のキャンセル規定・取消料を改善することを求めました。 →

適切な基準に改定。県内の結婚式場にもアンケート調査を実施し、コロナ禍においてトラブルの予防効果がありました。

2. 学習塾の宣伝内容の改善を申し入れました。

宣伝内容に実現不可能な記述や評価根拠が不明な個別指導No.1記載、紹介されている講師や生徒が実在しないなど問題があり是正を求めました。 →

宣伝物の表記が改善されました。

■ 適格消費者団体

1. 建築請負契約約款の条項について差止請求訴訟を提起しました。

契約の中途解約違約金規定、建物の瑕疵の判断を事業者が加盟する協会が認定したもののみ補償する規定について改善を求めました。 →

和解し条項が改定。事業者が加盟していた協会の約款も一定改善。

2. レンタカー契約約款の条項について差止請求訴訟を提起しました。

使用者に責任がない事故による賠償を負わせる条項等の差止を求めました。 →

和解し条項が改定。事業者が加盟するレンタカー協会のモデル約款も一定改善。

■ 特定適格消費者団体

1. 消費者庁から措置命令（景品表示法違反）を受けた健康食品製造販売会社に商品代金の返金を求めました。

内臓脂肪・皮下脂肪の減少により目に見えるほどの腹部瘦身効果を謳い、優良誤認表示を行った健康食品の販売事業者15社に、裁判外で自主的返金を求めました。 →

12社16,500名を超える返金がされました。

2. アパート建築請負契約前の申込取消に伴う申込金の一部返還を求めました。

事業者ではない消費者にアパート経営を持ち掛け建築請負契約を申込みさせ、すぐに注文を取消した場合でも申込金が一切返還されない条項について、裁判外で条項削除と申込金の自主的返還を求めました。 →

条項が改定。約480件、総額1億円以上の返金もされました。

3. 女性・浪人生に対し不利な選抜基準を設けていた医科大学に対し被害回復を求める訴訟を提起し、受験料の返金手続きを進めました。

医科大学に対し受験料の返金義務を求めて共通義務確認訴訟を提起し、勝訴しました。 →

医科大学が控訴しなかったため判決が確定。現在、受験料の返還を求める手続書類を対象者に送付し、560名以上の返金手続きの授権を受けました。

詳しい活動内容は、消費者スマイル基金のホームページ（下記URLの添付文書）をご覧ください。

https://www.smile-fund.jp/info/20201105_01.html

（「第4回通常総会・2019年度 助成事業報告会を開催しました」のページより報告会資料を参照）



消費者スマイル基金を応援してください



消費者スマイル基金 理事
麗澤大学大学院教授
高 巖

消費者スマイル基金は「消費者と事業者が取引を通じてともに笑顔になれるよう」、さらに言えば、「買ってよし、売ってよし、未来世代もよし」を実現しようとする、社会課題解決型の基金です。活動の基本は、一定の要件を備えた消費者団体を財政的に支援することですが、基金の立ち上げから僅かしか経過していないこともあり、その目的は十分に果たせていない状況です。これを改め、好循環を作り出すためには(私個人の意見ですが)、これまで以上に、消費者団体が事業者との建設的な対話を進めることが、またその対話を通じて善良な事業者を積極的に応援することが欠かせないと思っています。2021年は新たなWin=Win関係の構築を目指し、ともに知恵を絞っていきましょう。



消費者スマイル基金 理事
(公社)消費者関連専門家会議 専務理事
坂倉忠夫

安全・安心な消費社会に向け、消費者団体訴訟制度や消費者裁判手続特例法など法律の整備も進みましたが、運用の担い手である消費者団体の体力が十分とは言い難い状況です。公的支援にも限りがあり、消費者・事業者・行政の協働、自助・共助・公助の連携が必要です。

消費者スマイル基金は、消費者被害の防止・救済に取り組む消費者団体を支援する、公共性の高い共助の取り組みを行う組織です。本報告書の活動報告のとおり、少しずつ支援の輪を広げ、消費者被害の防止と救済に、そして消費者のスマイルにつなげていきます。

消費者や事業者・団体の皆様からのご厚意・ご支援で成り立っていますので、今後とも一層のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

消費者スマイル基金を知っていただくための取り組み

●学習冊子を配布しています

成人年齢引き下げに伴う消費者被害トラブル予防のため、学習冊子に名入れ印刷し、対象者に無料で配布しました。



●消費者スマイル基金は非営利組織評価センターの『グッドガバナンス認証団体』です



●行政のパンフレットに掲載されています

消費者庁・消費者団体訴訟制度



●スマイル基金ニュースを定期的に発行しています



●活動報告会を開きました(2020年11月)

コロナ禍のため、Web(Zoom)開催になりました。



▲消費者庁 伊藤明子長官もWebでご挨拶いただきました。



会員名簿 / 寄付者名簿

会員名簿 (2020年8月現在/敬称略)

■正会員

- (一社)全国公正取引協議会連合会
- 労働者福祉中央協議会
- 新潟県生活協同組合連合会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 日本司法書士会連合会
- 全国青年司法書士協議会
- 愛知県消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 主婦連合会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- (一社)全国消費者団体連絡会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 東京消費者団体連絡センター
- (一財)日本消費者協会
- (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本生活協同組合連合会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- NPO法人親子消費者教育サポートセンター
- NPO法人消費者ネット・しが
- 個人の方 82名

■賛助会員

- 花王株式会社
- 株式会社 ファンケル
- キューピー株式会社
- 新生ホームサービス株式会社
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 株式会社 地球クラブ
- 株式会社 ネオガイアホールディングス
- 株式会社 明治建築
- 株式会社 木の舟
- 株式会社 やずや
- ABCクリニック
- 日本貸金業協会
- (一社)日本自動車購入協会
- (一社)日本フードサービス協会
- (一社)日本ボランタリーチェーン協会
- (公社)日本食品衛生協会
- (公社)日本通信販売協会(JADMA)
- 外壁塗装業協同組合
- 全国農業協同組合中央会(JA全中)
- 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop<全労済>)
- 日本コープ共済生活協同組合連合会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 鹿児島県生活協同組合連合会
- 高知県生活協同組合連合会
- 埼玉県生活協同組合連合会
- 佐賀県生活協同組合連合会
- 島根県生活協同組合連合会
- 千葉県生活協同組合連合会
- 東京都生活協同組合連合会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 長崎県生活協同組合連合会
- 奈良県生活協同組合連合会
- 山口県生活協同組合連合会
- 大阪司法書士会
- 京都司法書士会
- 静岡県司法書士会
- 三重県司法書士会
- (一社)消費者市民社会をつくる会
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- (公社)全国消費生活相談員協会
- NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- NPO法人佐賀消費者フォーラム
- NPO法人消費者機構日本
- NPO法人消費者支援かながわ
- NPO法人消費者支援機構関西
- NPO法人消費者支援機構福岡
- NPO法人消費者支援ネット北海道
- NPO法人消費者市民サポートちば
- NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- NPO法人消費者ネット広島
- NPO法人ながの消費者支援ネットワーク
- NPO法人ひょうご消費者ネット
- NPO法人やまなし消費者支援ネット

ご寄附 (2020年8月現在/敬称略)

- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者支援機構福岡
- 愛染苑山久被害対策弁護団
- 一般財団法人 未来2016
- 一般社団法人 消費者市民社会をつくる会
- 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会
- 科学的消費者問題を考える会
- 株式会社 ファンケル
- 株式会社 電通
- 吉本興業株式会社
- 三重県生活協同組合連合会
- 新生ホームサービス株式会社
- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会 兵庫県本部
- 東京PL弁護団
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 日本貸金業協会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 個人の方 98名
- 他



消費者スマイル基金は、認定NPO法人です！

認定NPO法人とは・・・

- ・公共性が高く、組織運営や事業活動を適切に行い、且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出するといった情報公開をします。
- ・寄付者に対して税制上の優遇措置がとられます。

税制上の優遇措置とは・・・

個人の場合 以下の2つの控除が受けられます。

- ①所得控除 又は 税額控除 (お好きな方をお選びいただけます)
- ②住民税控除

相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

*確定申告の際に必要な領収書は翌年1月下旬にお送りいたします。

ご寄付先口座

銀行名: 三菱UFJ銀行 麹町支店 616 **普通** 0311226

口座名: 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

銀行名: ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 019 **当座** 0587920

口座名: 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

大変恐縮ですが、振込手数料はご負担ください。

※お振込み後は下記メールアドレスまでご住所とお名前をご連絡ください。折り返しのメールをさせていただきます。

※今回いただいた個人情報は、寄付の受付をはじめ、弊基金からのお知らせを差し上げることを利用目的とします。いただいた住所・メールアドレス宛に、領収書、活動報告等のお知らせをお送りします。不要な場合にはご連絡ください。

会員入会のお願い

運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員も募集しています。下記連絡先までご連絡ください。

■ 正会員(会費・年額、議決権あり)

①個人正会員 1口 1,000円 (3口以上)

②団体正会員 1口 10,000円 (1口以上)

※②は非営利団体のみ(原則として当基金の助成対象となる可能性のある団体は除く)

■ 賛助団体会員(会費・年額、議決権なし)

①非営利団体 1口 10,000円 (1口以上)

②営利団体 1口 50,000円 (1口以上)

当基金は寄付金控除の対象団体です。▶
詳しくはこちら



【連絡先】 認定NPO 法人 消費者スマイル基金
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036
✉ consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp